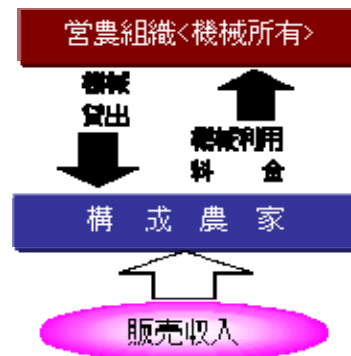


集落営農の形態

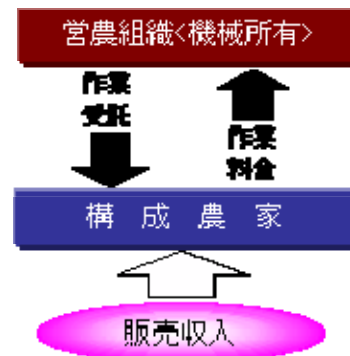
○共同利用型

集落営農に参加している農家が共有している機械や施設を集落ぐるみ、あるいは構成員が計画的に共同利用する形態



○作業受託型

集落営農の構成員であるオペレーターや中核農家が、機械や施設を利用した基幹作業を受託し、補完作業は他の農家が行う形態



○協業経営型

集落全体の協業で、各々の農家が能力に応じた作業に従事することによって効率的な生産を行い、収益は農地の持ち分や出役時間に応じて各構成員に分配する形態



※上記のほか、集落の農家の相当数の合意の下に、認定農業者などの地域の担い手に農地を利用集積する『担い手委託型』や集落の農家の相当数が法人の構成員となり経営に参画し、かつ、集落内の農地の相当部分を利用集積し、協業経営を行なう『集落一農場型』などもあります。